

回勅「深き憂慮に満たされて」の背景と意義

—教皇ピウス十一世のナチズム批判—

河 島 幸 夫

はじめに

一 ナチス政権成立までのカトリック教会と政治

- 1 ドイツ政治史とカトリシズム
- 2 ナチスの抬頭とカトリック教会の対応
- 3 ナチス政権の成立とドイツ司教団の姿勢転換
- 4 政教条約の締結とその意義

二 教会弾圧とカトリック教会の抵抗

- 1 多方面での弾圧の進行
 - 2 断種問題とローゼンベルクの『二〇世紀の神話』
 - 3 カトリック教会の抗議方法―《申し入れ政策》と《公開教書》
- 三 ピウス十一世回勅「深き憂慮に満たされて」
- 1 ローマでの準備協議
 - 2 回勅「深き憂慮に満たされて」の内容とその発表
 - 3 警察による取り締まり

四 回勅への反応と影響

- 1 回勅をめぐるドイツ政府と教会の応酬
 - 2 政教条約破棄の可能性
- おわりに

回勅「深き憂慮に満たされて」の背景と意義 — 教皇ピウス十一世のナチズム批判 —

はじめに

「回勅」(encyclicque, encyclical, Enzyklika)とは、ローマ・カトリック教会の首長である教皇が信仰・教理・道徳に関して全世界の司教または一国の司教を通じて全世界または一国の全カトリック教徒に与える公開文書である。回勅の原文はラテラン語で書かれ、その表題には回勅本文の冒頭の二、三語が当てられる。その本文は各国語に翻訳されて信徒に伝達される。⁽¹⁾

一九三七年三月一日付け、同二一日(枝の主日)シユロの日曜日)にドイツの全カトリック教会の説教壇で朗読・発表された教皇ピウス十一世(在位一九二二—一九三九)の回勅「深き憂慮に満たされて」(Mit brennender Sorge)は、この伝統的慣習に反して原文もまたドイツ語によって書かれていた。ドイツ語原文の回勅は後にも先にもこれ限りである。

この回勅が公布された当時のドイツは、アドルフ・ヒトラーの率いるナチス・ドイツ(第三帝国)が建国四年目を迎えて、かつての数百万にのぼった失業者の激減や経済発展などの内政上の成果に加え、一九三五年のザールラント(人口の四分の三がカトリック教徒であった)のドイツ復帰、一九三六年のラインラント(カトリック人口が多数派を占めた)進駐、ベルリン・オリンピックの成功などの外交上の成果を背景に、その絶頂期の観を呈していた。

しかし、こうした外見上の繁栄の影で当時のドイツではユダヤ人(厳密にはユダヤ系ドイツ人)、共産主義者、社会主義者、民主主義者、自由主義者、キリスト教会などへの抑圧、弾圧、迫害が深まっていた。すでにナチス政権発足直後から開設された強制収容所もまた、数多くの体制批判者や不服従者を収容しつつあった。

そうした中であってナチズムとカトリック教会との関係にも深刻な事態が生じていた。ナチス・ドイツにおけるキリスト教会の順応・不従・自己主張・抵抗は一般に《教会闘争》(Kirchenkampf)と呼ばれるが、一九三七年の回勅「深き憂慮に満たされて」の公布はカトリック教会の教会闘争において「他の諸事件を凌駕する重要な一つの出来事」⁽²⁾であり、一つの頂点を示すものであった。じつさい当時すでに、この回勅は「主権を持つ機関がその職務の行使において第三帝国について行った発言の中で最も激烈なもの」⁽³⁾である、と評価されていた。それでは、この回勅はどのような内容と意義を持ったのか。またなぜ、どのようにしてこの回勅は作成されたのか、そしてこの回勅はどのような影響を及ぼしたのか、これらの問題に光を当てるのが、ここでの課題である。

- (1) ジョン・A・ハードマン編著、浜寛五郎訳『現代カトリック大事典』エンデルレ書店、一九八二年、八八―九四頁参照。
- (2) Ludwig Volk, Die Fuldaer Bischofskonferenz von der Enzyklika "Mit brennender Sorge" bis zum Ende der NS-Herrschaft, in: Ders., Katholische Kirche und Nationalsozialismus. Ausgewählte Aufsätze, Mainz 1987, S.56.
- (3) Das neue Tagebuch vom 27. 3. 1937, z. b. Heinz Hürten, Deutsche Katholiken 1918-1945, Paderborn 1992, S. 377.

一 ナチス政権成立までのカトリック教会と政治

1 ドイツ政治史とカトリシズム

現在のドイツを中心とする地域は、中世・近世には神聖ローマ帝国(九六二―一八〇六)と呼ばれていた。宗教的にはほぼ

カトリックのみであったこの地域の宗教分布に激変が生じたのは、一六世紀はじめの宗教改革によってである。マルチン・ルターを中心とするプロテスタントの信仰はドイツの中・北部から北歐へと広まっていった。これに対してドイツ南部から南欧にかけてはカトリシズムが根強く残存した。やがて神聖ローマ帝国の支配が弱まるにつれて、その内部には数多くの絶対主義的領邦が形成されていく。その中で最も強大となったのは東北地方のプロイセンと東南部のオーストリア、南部のバイエルンであった。宗派的にはプロイセンがプロテスタント（その中でルター派が多数派で、改革派Ⅱカルヴァン派が少数派）であるのに対して、オーストリアとバイエルンは圧倒的にカトリックであった。

一八七一年、普仏戦争に勝ったプロイセンは、バイエルンを含む諸小邦を結集し、しかしカトリック色の強いオーストリアを排除して、いわゆる小ドイツ方式でドイツ帝国を建設した。この統一ドイツではプロテスタントが全人口の約三分の二、カトリックが約三分の一を占めた。カトリック人口が多いのは南部のバイエルン邦や西部のバーデン邦であるが、最大邦のプロイセンでも西部のラインラントや東部のポーランド国境に接するシュレジエンを中心として全人口の約三分の一がカトリック教徒であった。

新しいドイツ帝国において多数派のプロテスタントに対してカトリック少数派の利益代表としての政治的機能を担ったのは、一八七〇年一二月に結成されていた《ドイツ中央党》（以下、中央党と略称）である。中央党は帝国議会において約四分の一の議席を獲得し、それ以後一九三三年にナチス独裁の形成に伴う自主解散に至るまでの六三年間、ドイツの政治に重要な地位を占めるようになった。

こうした中央党と、それを支援するカトリック教会が最初に遭遇した試練が、《文化闘争》(Kulturkampf) である。自ら

もプロテスタントであったオットー・フォン・ビスマルク首相は国内少数派のカトリック政党たる中央党を《帝国の敵》とみなし、様々の抑圧措置や立法を手段としてカトリック勢力を弱めようと試みた。自由主義の諸政党もビスマルクを応援した。しかし危機意識を抱いたカトリック教徒は、逆に団結を深め、教会と中央党との忠誠を強めた結果、総選挙での中央党の獲得議席はむしろ増加傾向を示しさえするようになった。ビスマルクはやがて文化闘争を中止したが、この時の苦渋に満ちた体験はドイツのカトリック聖職者・信徒にとつて一つのトラウマとなり、彼らの心の中にマイノリティ・コンプレクスを深く刻印することになった。

第一次世界大戦（一九一四—一九一八年）はドイツのカトリック教徒に一種の解放感をもたらした。この戦争ではドイツがカトリック的なオーストリアと同盟していたこともあつて、ドイツのカトリック教徒は喜んで祖国防衛の戦列に加わり、国民としての一体感を味わうことができたからである。

ところがドイツ、オーストリアはこの大戦に敗北し、両国の帝制も崩壊した。ドイツでは革命が起こり、ヴァイマル共和国が誕生した。この歴史的変動は両キリスト教会に対して巨大な衝撃を与えたが、プロテスタント教会にくらべるとカトリック教会のショック度は小さかった。《王座と祭壇》の統合にシンボライズされる国家権力との愈着（《神聖福音帝国》——アドルフ・シュテツカー宮廷説教師）が、ドイツのカトリック教会の場合はプロテスタント教会よりも小さく、むしろアルプスを越えてローマ教皇との結びつきの方が強かったからである。

政党政治の面ではヴァイマル共和国の時代になると中央党からバイエルン人民党が分裂していた。しかし議会制民主主義体制に転じたドイツにおいては、これら二つのカトリック政党はしばしば連立政権に参加し、政治の世界で重要な責任を担うよ

うになった。幾人かの首相も中央党から送り出された。とはいえ民主主義の信念は必ずしもこの両カトリック政党に深く根をおろしていたわけではなかった。一九二八年に高位聖職者のルートヴィヒ・カースが中央党の党首に選ばれて以降、この党は急速に右傾化を強めていった。⁽¹⁾

2 ナチスの抬頭とカトリック教会の対応

一九二九年一〇月に発生した世界恐慌によってドイツの政治・経済・社会は極度の混乱に陥った。失業や倒産が急増し、左右の過激政党が伸張した。とくに一九三〇年九月の総選挙において極右のナチ党（国家社会主義ドイツ労働者党）は一〇七議席を得て第二党に躍進した（第一党は依然として社会民主党）。ドイツの一般市民にとっても二つのキリスト教会にとっても、この時はじめてナチズムが実際的な問題現象としてとらえられたのである。それでは抬頭するナチズムに対して両教会はどのような態度を示したのであろうか。

ナチ党の綱領の第二、四条には次のように記されていた。「我々は、国家の存在を危うくせず、またはゲルマン人種の美俗・道徳感に反しない限り、国内におけるすべての宗教的信仰告白の自由を要求する。／わが党は、かくのごときものとして、宗派的に一定の信仰告白に拘束されることなく、積極的なキリスト教 (positives Christentum) の立場を代表する」⁽²⁾。素朴なキリスト教徒の中には、一見、親キリスト教的な《積極的キリスト教》という言語象徴に惑わされてナチ党に好感を抱く人も少なくなかった。

とりわけナチスが強調するドイツ民族の再生と団結（《民族共同体》の創出）、国家の栄光と国力（とくに軍事力）の強化、

無神論的共產主義（ボルシェヴィズム）の排撃などの主張は、《民族的プロテスタントイズム》（Nationalprotestantismus）の大きい歓迎するところであった。しかし他方、ドイツのプロテスタントイズムにおける多数派を占める、こうした保守的ナショナリストにとつてもナチスの人種的反ユダヤ主義や旧約聖書攻撃は受け入れがたいものであった。さらに、プロテスタント内部でナチズムに対して批判的な姿勢をとつたのは自由主義神学や宗教社会主義の人々であった。要するにプロテスタント教会ではナチスに対する態度は賛成、是々非々、拒否と枝分かれしていたのである。プロテスタント民衆の支持政党もまた、従来から保守系の国家人民党、中道派の人民党や民主党、左派の社会民主党など多様であった。ただし、その中で保守と中道を支持していた多くの有権者がナチ党支持へと傾いていったことも、事実である。プロテスタント内部に登場した《ドイツ的キリスト者》信仰運動はナチスのキリスト教ともいえる主張を展開して、教会選挙での躍進をとげるようになっていた。

これに対してドイツのカトリック教会は全体としてほぼまとまって、抬頭するナチスへの拒否の姿勢を堅持していた。たとえば、ナチ党がはじめて躍進した一九三〇年九月の総選挙の直後にマインツ司教座はナチ党ヘッセン支部への返書において、ナチスの主張はカトリック教会の教えに反しており、カトリック教徒がナチ党に入党することも、ナチ党員が秘跡（洗礼・聖餐・終油など）を受けることも、ナチ党員が隊列を組んでミサに出席することも許されないと通知した。⁽³⁾さらにナチ党が第一党にまで大躍進した一九三二年七月の総選挙の後にも、ドイツの司教協議会はマインツ司教座と同様の趣旨のナチ党拒否の基本線を確認した。⁽⁴⁾カトリックの民衆もまた、少なくとも約半数は中央党とバイエルン人民党という二つのカトリック政党を支持し続け、ナチ党支持への傾斜は比較的小さかった。カトリック教会内部にはプロテスタントの《ドイツ的キリスト者》のようなナチス的カトリックの運動はほとんど見られなかった。このようにしてドイツ・カトリシズムはナチス政権の成立まで

ほぼ一貫してナチス拒否の姿勢を堅持したのである。

3 ナチス政権の成立とドイツ司教団の姿勢転換

しかし一九三三年一月三〇日、アドルフ・ヒトラーが首相に任命され、ナチ党と国家人民党による連立政権が発足すると、カトリック教会の姿勢に大きな転換が訪れた。すでにナチスの宣伝が打ち出した《国民革命》や《国民的決起》に多くのドイツ民衆が熱狂し、プロテスタント教会がその大波の中に巻きこまれていったのと同じように、カトリック教会とその民衆もまた《民族共同体》の大渦から離れ続けることはできなかった。

フランス革命以来のカトリシズムの伝統の中で培われていた反自由主義、反民主主義、反社会主義、反共和主義の精神風土もあって、ヴァイマル共和国の終焉はドイツ・カトリシズムにとってスムーズに受け入れられた。ついで、これまでのドイツ司教団によるナチス拒否の姿勢を転換させる直接のきっかけとなったのは、ナチス政府による一九三三年二月一日の親キリスト教的声明であり、また同年三月二三日の全権委任法（授権法）採決の数時間前に行われた首相ヒトラーの議会演説であった。その中で彼は「両キリスト教宗派にわが民族性保持のための最も重要な要素を見出し、両宗派の権利は侵害されず、国家に対する教会の地位は不変であること」を公約したのであった。⁽⁶⁾

一国の宰相が公式声明と議会演説において表明したキリスト教会尊重の公約は、プロテスタント、カトリックの両教会指導者やまじめなキリスト教徒を大いに喜ばせ、安心させ、これまで大なり小なりナチスとヒトラーに対して抱いていた猜疑心を溶解させるのに役立った。こうして一九三三年三月二四日、中央党とバイエルン人民党もまた、全権委任法案に賛成票を投

じることになった。社会民主党の反対に抗して（共産党の全議員は、すでに逮捕され、議会から排除されていた）、同法案はカトリック両政党の賛成票に助けられ、三分の二以上の多数を得て採択された。ナチス独裁の法的基礎はこのようにして与えられ、議会政治は自ら終幕を引いたのである。

ついでその四日後の三月二八日、ついにドイツ司教団は従来のナチス拒否の姿勢を転換する共同教書を發表したのである。その中では確かに「ナチス運動に対する禁止と警告との有効性は失われない」と述べられてはいたが、従来のナチスに対する「一般的な禁止と警告がもはや不必要となった」と結論されていた。⁽⁷⁾ここに司教団の路線転換は明らかであった。こうした司教団の変化は一方ではナチス国家に対する多くのカトリック民衆の警戒心を解き、服従と協力に転換させることを容易にしたであろう。しかし他方では、ナチスへの反対姿勢を貫こうとする少数の人びとにとっては大きな失望を与えることになったことも、否定しえない。⁽⁸⁾

4 政教条約の締結と意義

ヒトラー政権は連立政権として誕生したが、急速に一党独裁の色彩を強めていく。ナチ党以外の諸政党は次々と禁止され、あるいは解散に追いこまれた。カトリック系のバイエルン人民党と中央党もまた、七月四日と五日に相次いで解散した。一八七〇年以来、六三年にわたるドイツ・カトリシズムの政界における利益代表は消滅した。ピスマルクの文化闘争を持ちこたえたカトリック政党は、ナチス政権の下であっけない幕切れを迎えたのである。

折しも一九三三年四月、ドイツ政府の側からローマ教皇庁に対して「政教条約」締結交渉が申し入れられた。ドイツ側の全

権代表は副首相のフランツ・フォン・パーペンであり、教皇庁側の代表は國務長官エウジェニオ・パチェリ（のち一九三九—一九五八年の教皇十二世）であった。中央党とバイエルン人民党の消滅によってドイツにおける利益表出のパイプを失ったヴァチカン⁽⁹⁾はカトリック政党にかわるものを求めなければならなかった。こうして一九三三年七月二〇日、ヴァチカンにおいて「政教条約」(Reichskonkordat) が調印されたのである。

この政教条約では教皇庁側の主張が大幅に採用された。すなわちドイツ国内におけるカトリック教会の宣教・司牧活動、教会系民間団体の宗教的・文化的・社会的活動、宗派学校や宗教教育、宗教学校の設立が承認ないし保障された。ローマ聖庁（教皇庁）とドイツの聖職者・信徒との交流も従来どおり保障された。ドイツ側の要求した最重要点は聖職者の政党政治活動の禁止であり、それは条約に盛りこまれたものの、諸政党の消滅によって、規定それ自体が意義を失ってしまった。

政教条約の締結を巨大な外交上の成果として宣伝したのは、ナチス政権であった。それは、世界的な道徳的權威であるローマ教皇が新しいドイツ、ナチス《第三帝国》を条約の対等な相手国として国際法上、承認することを、意味したからである。その四カ月前、ドイツ司教団の路線転換教書に失望させられた反ナチスのカトリック教徒は、再び幻滅を体験しなければならなかった。他方では、ヒトラーとナチス政権への不安を持ち続けていた多数のカトリック民衆は、政教条約の締結によって安心し、ヒトラー政権に協調しやすくなった。そうした意味で、政教条約がナチス体制に対するカトリック的抵抗にブレーキをかける作用を及ぼしたという側面を、百パーセント否定することはできない。

しかしそれと同時に、政教条約がナチスによる権利・慣習の侵害を中心としたカトリック教会・民間団体・関連活動への弾圧に対して一定の防壁としての役割を果たしたという側面も、軽視してはならないだろう。外的な制度面のみならず心の中ま

で全面的に支配しようとするファシズム国家にとって政教条約はミニマムの法的拘束による制約を意味したからである。すなわちナチス当局がカトリック教会や関連活動への弾圧を強化し、強行することには、カトリック側はこの政教条約を引き合いに出して当局に抗議することができた。プロテスタント教会の場合には一九三三年七月一日に制定され、やがて国法としての効力をもつようになった「ドイツ福音主義教会憲法」が、ある程度そのような役割を果たしたが、カトリックの場合には「政教条約」が国内法上の効力と国際法上の効力をあわせもっていたから、ドイツ国内のカトリック教会とローマの教皇庁とが共にドイツ国内の不当措置に対して抗議する際の法的根拠を、政教条約が提供しえたのであった。⁽¹⁰⁾

- (1) この前後の記述については次の拙著等を参照されたい。河島幸夫著『戦争・ナチズム・教会——現代ドイツ福音主義教会史論』新教出版社、一九九三年。同「独裁国家と教会——ナチス政権初期の福音主義教会」今関恒夫ほか『教会』(近代ヨーロッパの探求③)シネルヴァ書房、二〇〇〇年。同「ナチスの政権掌握とカトリック教会」『西南学院大学法学論集』第三二巻、二・三合併号、二〇〇〇年二月。
- (2) Alfred Rosenberg (Hg.), Das Parteiprogramm. Wesen, Grundsätze und Ziele der NSDAP, 25. Aufl., München 1943, S. 58f.; Walther Hofer (Hg.), Der Nationalsozialismus. Dokumente 1933-1945, Überarb. Neuauflage, Frankfurt a.M. 1983, S. 30f. フルター・ホフアー著、救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント』ペリかん社、一九七二年、四四頁。ただし訳文を少し修正した。
- (3) Hans Müller (Hg.), Katholische Kirche und Nationalsozialismus. Dokumente 1930-1935, München 1963, S. 13f.
- (4) Bernhard Stasiewski (Hg.), Akten deutscher Bischöfe über die Lage der Kirche 1933-1945, Bd. 1: 1933-1934, Mainz 1968, S. 843f.
- (5) Aufruf der Reichsregierung an das deutsche Volk vom 1. 2. 1933, in: Carsten Nicolaisen (Hg.), Dokumente zur Kirchenpolitik des Dritten Reiches, Bd. 1: Das Jahr 1933, München 1971, S. 1.
- (6) Max Domarus, Hitler. Reden und Proklamationen 1932-1945, Bd. 1: Triumph (1932-1938), Wiesbaden 1973, S. 229-237.

- (7) Kundgebung der deutschen Bischöfe, in : B. Stasiowski (Hg.) Akten deutscher Bischöfe... aao., Bd. 1, S. 30f.
- (8) 河島、前掲論文「ナチスの政權掌握とカトリック教会」——二六頁を参照。
- (9) Konkordat zwischen dem Heiligen Stuhl und dem Deutschen Reich, in : Alfons Kupper (Hg.), Staatliche Akten über die Reichskonkordatsverhandlungen 1933, Mainz 1969, S. 384-408. 小林珍雄「独逸ライヒ・羅馬聖座間のコンコルダートに就て」一・二『国家学会雑誌』第四八巻五号および六号、一九三四（昭和九）年五月および六月。
- (10) 河島、前掲論文「ナチスの政權掌握とカトリック教会」二七—四三頁を参照。他に同、前掲「独裁国家と教会」『教会』五一—二頁。

二 教会弾圧とカトリック教会の抵抗

1 多方面での弾圧の進行

政教条約は確かに法律上、カトリック教会とその関連活動の存続を保障していた。しかし現実にはナチスの政府・警察・党による弾圧・迫害・制限措置、妨害行為は衰えるどころか、ますます強化されていった。

カトリシズムに対する措置は、まずカトリック系の大きな民間組織に対する弾圧として進められた。一九三三年六月に開かれたカトリック職人組合連合（コルピング連盟）の大会では、ヒトラーに対する招待状が発せられ、反共・反自由主義を掲げるヒトラーへの賛辞が表明されたにもかかわらず、大会の進行が警察によって妨害され、ついには中途での散会のやむなきに至った。

カトリック青少年団の活動に対しても弾圧が加えられた。ヒトラー・ユーゲント（ナチス青少年団）よりもはるかに大きかったカトリック青少年団の野外活動、制服着用、隊旗行進などが禁止され、カトリック青少年がカトリック系団体とヒトラー・ユーゲントと同時に同時加入することも禁止された。ヒトラー・ユーゲントに加入しない者には就職差別が行われた。一九三九年二月にはカトリック青少年団の本部（デュッセルドルフ）がゲシュタポ（秘密警察）によって解体された。

カトリック系の新聞に対しては用紙不足を口実にして廃刊への道がならされた。一九三八年末までにカトリック系の新聞は消滅した。

一九三九年五月にはカトリック労働者連盟が解体された。ただ不幸中の幸いとして西部ドイツのカトリック労働者同盟は第二次世界大戦中も持ちこたえることができた。

一九四〇年四月には労働能力ある者が修道会に入ることは禁じられた。

また一九三四年四月七日に制定された職業官吏再建法には、非アーリア人（主としてユダヤ系ドイツ人）のみならず、ナチス国家にとって信用できない政治信条やイデオロギーの持ち主は公務員を辞すべきことが規定されていた。中央党に所属していた公務員は、この法律によって圧迫を受け、カトリック教会からの離脱か、それとも失業かの二者択一を迫られた。⁽¹⁾

一九三四年六月三〇日、ヒトラーの腹臣の一人でナチス突撃隊（S A）全国指導者エルンスト・レームを中心とする人々が、ヒトラー、ヨーゼフ・ゲッベルス（宣伝大臣）、ヘルマン・ゲーリング（国会議長・プロイセン邦首相）、ハインリヒ・ヒムラー（ナチス親衛隊 S S 全国指導者、ゲシュタポ長官）、ラインハルト・ハイドリヒ（ゲシュタポ副長官）の共謀によって反乱罪のことで粛清されるという事件が起こった。この混乱の中で、ナチスに敵視されていたカトリックの三人の有力な民間指導

者が暗殺された。その中で最も有名な人物が交通省参事官でカトリック民衆運動のカトリック・アクシヨン議長エーリヒ・クラウゼナーである。さらにカトリック青少年運動「ドイツ青年の力」全国指導者アダルベルト・プロプストおよびジャーナリストのフリッツ・ゲルリヒも犠牲者となった。彼らはナチス政権の成立以前からナチズムへの警告を発し、ヒトラーとの闘いを叫んでいたからである。この事件は、起訴や裁判なしに多くの批判者が政治権力によつて抹殺されたことによつて、第三帝国が法治国家の仮面をかなぐり捨て、無法国家・テロ国家へ転換したことを示す重大な節目となった。ここにあらわとなったナチス国家の蛮行に対して、カトリック教会は何の抗議もしなかった。ドイツ・カトリシズム内のナチス反対者たちは、三たび失望を味わうことになったわけである。⁽²⁾

宗派学校や宗教教育にも弾圧が加えられた。これに対してはカトリック側からくりかえして抗議が表明された。一九三五年二月一〇日、ミュンヘンの大司教ミヒヤエル・フォン・ファウルハーバーはミサ説教の中で、両親たちに対して宗派学校への支持を訴えた。しかし当局による弾圧は強化された。一九三九年には職業学校での宗教教育が廃止され、同年末には宗派学校も廃止され、宗派混合学校のみが存在するようになった。

以上のようなナチス当局による弾圧政策に対してカトリック側も黙ってはいなかった。カトリック民衆による抵抗としては、たとえば一九三六年一月に生じた《十字架闘争》(Kreuzkampf)が注目される。事件のきっかけは、ミュンスタラントにおいて当局が村の公立小学校の教室から十字架を運び去ってしまったことに始まる。これに怒った住人たちが大衆的抗議行動を展開し、ついに十字架を学校に返却させたのである。⁽³⁾

2 断種問題とローゼンベルクの『二〇世紀の神話』

カトリック教会指導層による抵抗の一つとしては、断種（不妊手術）の合法化に対する拒否姿勢をあげることができる。先進諸国で普及しつつあった優生思想を背景として、ドイツにおいても一九二〇年代以降、重度障害者や遺伝病（とみなされた）者の不妊手術（輸精管ないし輸卵管の切除）が、『生きるに値しない生命』誕生の防止策として奨励されるようになった。そしてプロテスタント教会のみならず、カトリシズムの一部でも自発的な不妊手術を容認する傾向が生じてきた。⁽⁴⁾

これに対してはすでに一九三〇年二月にローマ教皇が回勅「カステイ・コンヌビイ」⁽⁵⁾（結婚の倫理）を発表して、任意・強制を問わず一切の不妊手術を、神の聖なる賜としての肉体と結婚の倫理とを侵害するものとして、全面的に拒否・非難していた。その結果、カトリック教会においては不妊手術に反対する基本線が尊重されるようになった。

ところが一九三三年七月一四日にナチス政府が制定した「遺伝病子孫予防法」は、任意・強制の不妊手術を合法化してしまった。これを受けてプロテスタント教会がこの合法化を容認したのに対して、カトリック教会は反対の基本線を変えはしなかった。同年九月一二日、ドイツ司教協議会の議長アドルフ・ベルトラム枢機卿（プレスラウの大司教）は、「不妊手術は有効な結婚行為という生まれながらの自然権に対する重大な侵害として拒否される」⁽⁶⁾旨の建白書（Denkschrift）を内務大臣ヴィルヘルム・フリックに送付している。さらに一九三六年八月一日、教皇庁の教理聖省は、一切の「不妊手術を法によって規定することは、共通善に反し、不正であって、良心を義務づけるものではない」⁽⁷⁾とする警告を発表した。一九三六年一月四日、南ドイツのアルプス山中のオーバーザルツベルクでヒトラーと三時間にわたって会談したミュンヘンの大司教ミヒャエ

ル・フォン・ファウルハーバーは、ヒトラーの親キリスト教的態度に感動して、不妊手術の問題に関して一定の《モードス・ヴィヴェンデイ》（協調的共存方式）もありうることを示唆した。⁽⁸⁾ 結局、ナチス時代の全体を通じて、カトリック教会は、たゞてまゝとしては、不妊手術反対の原則を崩さなかつたのであるが、⁽⁹⁾ 実際には、多くのカトリック系病院・療養所においてもかなりの不妊手術が実施されてしまつた。

さらに重要な対立点はナチスのイデオログであるアルフレート・ローゼンベルクの著書『二〇世紀の神話』⁽¹⁰⁾（初版一九三〇年）をめぐる論争である。この本の中でローゼンベルクは、ユダヤ人の書—旧約聖書を継承するキリスト教を攻撃し、北方ゲルマン神話に依拠した北方人種の崇拜とユダヤ人排斥との世界観を展開していた。しかも一九三四年一月、ローゼンベルクはナチ党の世界観教育全国指導者に任命された。翌二月七日、ヒトラーはケルンの大司教カール・ヨーゼフ・シュルテ枢機卿を招待して会談した。その席上、シュルテは次のように述べている。すなわち、ドイツ・カトリシズムはナチス政権の初期には政府への忠誠に努めてきた。ところが最近、政府系の運動の中に反キリスト教、反カトリックの姿勢が顕著だ。とくにローゼンベルクの『二〇世紀の神話』は「カトリック教会とその首長たる教皇とへの軽蔑に満ちた宣伝文書」である、と。これに対してヒトラーは、自分もその本は好まない、しかしカトリック側からの攻撃がローゼンベルクの著作を有名にしてしまつたのだ、と述べたという。⁽¹¹⁾

ヒトラーにとつて面白くないことには、よりよつてこの同じ一九三四年二月七日付けでローマ教皇庁の教理聖省がローゼンベルクの『二〇世紀の神話』を《禁書》に指定してしまつた。⁽¹²⁾ これはドイツのカトリック界における『神話』批判の火に油を注ぐ効果をもたらした。一九三四年四月にはトリエル、アーヘン、パードルボルン、ブレスラウ各司教区の信徒たちは司教

の復活祭教書によって、『神話』に代表される新異教主義的宗教に反対するよう、呼びかけを受けた。⁽¹³⁾ また一九三四年秋にはヴェストファーレンのミュンスター司教座公報が付録として『二〇世紀の神話・研究』を刊行し、公然とローゼンベルクへの批判を展開した。⁽¹⁴⁾

また一九三六年にはケルンの聖堂司祭 J・トイシュが信仰理論冊子『カテキズムの真理』を刊行し、ローゼンベルクの主著を中心とするナチスの世界観を批判した。これは相当な部数が出回ったという。⁽¹⁵⁾

ローゼンベルクの『神話』に対してはプロテスタント教会側からも厳しい批判が加えられた。⁽¹⁶⁾ これに対してローゼンベルク自身もやっきになって反論したが、両教会側からの批判の波は当分の間、おさまることがなかったのである。

3 カトリック教会の抗議方法 —— 《申し入れ政策》と《公開教書》

さて、ナチス政府によるカトリック教会・関連活動への弾圧措置に加えて、ナチ党系の団体や出版物による教会・関連団体・聖職者・聖職者・教皇への中傷や妨害が増大するに従って、カトリック側では、ナチス側のねらいが単なるキリスト教会へのいやがらせや制限措置にとどまらず、むしろキリスト教それ自体、とりわけカトリック教会の根絶を目標としている、という認識が深められていった。

そこでローマ教皇庁は、こうしたドイツ国内の反キリスト教的・反カトリック的措置・行動を政教条約の諸規定とその精神とを侵害する重大な違反行為と判断し、一九三三年から三七年にかけて約五〇通の外交書簡を発してドイツ政府に対して抗議し、事態の改善を申し入れてきた。ところが、もともと条約や法規などを遵守する気のないドイツ政府からは誠実な対応は示

されず、しだいにあいまいな儀礼的回答や無回答も増大した。⁽¹⁷⁾

ドイツ国内の司教団では、フルダ司教協議会の議長を勤めるブレスラウの大司教アドルフ・ベルトラム枢機卿は七〇歳を過ぎた高齢で、ビスマルク時代の文化闘争における忍耐経験に鑑みて、公然たる公開抗議の表明は努めて避け、《申し入れ政策》(Eingabepolitik)を基本路線として、《交渉》によって当局にアピールするという方式に固執していた。これに対して司教団の内部には、《申し入れ》・《交渉》方式に限界を感じ、むしろ公然たる公開の抗議を教書や声明によって公共世界に発表し、それによって鼓舞されたカトリック民衆の平和的集団行動の力が示されてこそ、現実に政府当局の態度や行動を変えさせることができる、と主張する声が大きくなってきた。そうした《公開抗議》(öffentlicher Protest)路線《とでも名づけるべき主張の中心人物がミュンスタアのアウトグスト・クレメンス・フォン・ガールン司教と、一九三五年にバイエルンのアイヒシュテットから首都ベルリンに転任したコンラート・フォン・ブライジング司教(両者はいとこ同士)であつた。⁽¹⁸⁾

ナチス政府は一九三五年七月一六日、新たに教会省を設置し、法律官僚のハンス・ケルルを教会大臣に任命して、キリスト教の両教会への監視、統制、制限、抑圧を容易にしようとして試みた。

こうした状況の中で教皇庁の國務長官エウジェニオ・パチェリは一九三五年七月二六日、ドイツ政府あてに外交書簡を送り、「教会の使命は信仰と教理のみにとどまらず、共同社会生活の道德秩序に及ぶ」ことを示唆していた。この線にそつて彼は同八月一五日、ドイツ司教団に書簡を送り、「攻撃され、脅かされている真理のために勇敢に証言し、多様な形の誤謬と扇動との仮面をはぎとる明確な、しっかりとした方向を与える、そして使徒的な大胆さと高貴な司牧愛とによって担われた司教団の発言こそは、決定的な意味をもつものである⁽¹⁹⁾」と督励した。

そこで一九三五年八月二〇日付けでドイツ司教団から共同教書 (Hirtenbrief) が発表され、九月一日に全国のカトリック教会の説教壇から朗読された。この教書は、ナチス国家と総統を支持しつつ、同時に「人間よりも神に従うべきである」として、ローゼンベルク流の『二〇世紀の神話』を中心とする新興天主教主義の宣伝に抗議した。⁽²⁰⁾ それとともに司教団は同日付けでヒトラーあての「建白書」(Denkschrift) をも提出した。その中で司教たちは、同じく国家と総統を支持しつつ、同時に『神話』を断罪し、カトリック系の民間団体・新聞および宗派学校に対する弾圧に強く抗議したのである。⁽²¹⁾

ところでナチス当局は、ナチズムとカトリシズムにとつての《共通の敵》であるボルシェヴィズム(共産主義) に対してカトリック教会が公式の断罪宣告を下してくれることを、期待していた。それに呼応するかのように一九三六年一月四日、ヒトラーと会談したファウルハーバー枢機卿はヒトラーの親キリスト教的ジエスチュアに感銘を受け、協調の意向を伝えた。そしてこれを受けて同一二月二四日、ボルシェヴィズムを非難する内容のドイツ司教団教書が発表された。⁽²²⁾ ところがこの教書の後半部分には、ヒトラーの意に反して、ナチス的世界観を批判する内容も同時に加えられていた。こうしたナチズム批判がカトリック教会のボルシェヴィズム断罪を帳消しにするものとして、ナチス側から激しく反発されたのはいうまでもない。⁽²³⁾

こうして明らかに政教条約を無視したナチス国家における教会弾圧、教会系団体への迫害、反キリスト教的宣伝と措置、妨害行為は深まる一方であった。しかもドイツ国内では国家による報道統制が強化されて、教会の窮状、政府による弾圧に対する教皇の態度に関する報道が市民に届かなくなってしまう⁽²⁴⁾。そこでドイツの司教団は一九三六年八月一八日付けの教皇あて書簡において教皇に回勅の公布を要請したのである。ただしこれがいつ、どのような形でヴァチカンによって応えられるのか、それはドイツの司教たちには全く予測不可能だったろう。

- (1) 以上の記述については、vgl. Marc Steinhoff, *Widerstand gegen das Dritte Reich im Raum der katholischen Kirche*, Frankfurt a. M. 1997, S. 64, 136-139, 143 ; Georg Denzler/Volker Fabricius (Hg.), *Christen und Nationalsozialisten. Darstellung und Dokumente*, Frankfurt a. M. 1995, S. 98-103.
- (2) Vgl. Klaus Scholder, *Die Kirchen und das Dritte Reich*, Bd. 2 : *Das Jahr der Ernüchterung 1934*. Barmen und Rom, Berlin 1985, S. 249-260.
- (3) Vgl. Ulrich von Hehl, *Das Kirchenvolk im Dritten Reich*, in : Klaus Gotto/Konrad Reggen (Hg.), *Die Katholiken und das Dritte Reich*, 3. erw. Auflage, Mainz 1990, S. 106.
- (4) へむこへは河島「前掲書『戦争・ナチズム・教会』の第七章「《生きるに値せぬ生命》の抹殺構想とキリスト教会」を参照。
- (5) Lit. encycl. "Casi commubii," in : Henricus Denzinger/Adolfus Steimmötzler (ed.), *Enchiridion symbolorum, Definitionum et declarationum de rebus fidei et morum*, Ed. 36, emendata, Freiburg i. Br. 1976, p. 718-727. H・チンシンンガー/A・シュタインメツマー『カトリック教論文書資料集』（信経および信仰と道徳に関する定義集）エンデルレ書店、一九七四年、五五七—五六五頁。ピオ十一世回勅「カステイ・コンヌビー」岳野慶作訳解、中央出版社、一九七〇年。
- (6) B. Stasiewski (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe*, aao., Bd. 1, S. 393.
- (7) *Enchiridion...* op. cit. p. 736. 前掲『カトリック教論文書資料集』五七二—二頁。
- (8) Bericht Faulhabers über eine Unterredung mit Hitler, in : L. Volk (Hg.), *Akten Kardinal Michael von Faulhabers 1917-1945*, Bd. 2 : 1935-1945, Mainz 1978, S. 191.
- (9) カトリック系の病院・療養所（カリタス）における不妊手術（断種）の問題については、Hans-Josef Wollasch, *Caritasverband und Nationalsozialismus : Fragestellungen. Zwischen Anpassung und Gegnerschaft*, in: Ders., *Beiträge zur Geschichte der Deutschen Caritas in der Zeit der Weltkriege*, Freiburg i. Br. 1978, S. 201-207. 4949 Vgl. G. Denzler/V. Fabricius (Hg.) aao., S. 127-129. 4949 Kurt Nowak, *Euthanasie und Sterilisation im Dritten Reich. Die Konfrontation der evangelischen und katholischen Kirche mit dem Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses und der Euthanasie-Aktion*, 3. Aufl., Göttingen 1987, S. 111-119.

- (10) Alfred Rosenberg, *Der Mythus des 20. Jahrhunderts. Eine Wertung der seelisch-geistigen Gestaltenkämpfe unserer Zeit*, 119-122. Aufl., München 1938. ムルフレート・ローゼンブルク著、吹田順助・上村清延訳『二十世紀の神話——現代の心霊的・精神的な価値争闘に対する一つの評価』中央公論社、一九四一年。なおこの訳本の箱に印刷された宣伝文句によれば、「ナチスの聖書」完訳日本版。本書こそはナチス運動の血肉であり、ナチス精神を堂々中外に宣揚せる聖典である」。
- (11) Aufzeichnung Schultes vom 7. 2. 1934, in: *Akten deutscher Bischöfe*, aO., Bd. 1, S. 532f.; Wilhelm Corsten (Hg.), *Köhner Aktenstücke zur Lage der Katholischen Kirche in Deutschland 1933-1945*, Köln 1949, S. 19.
- (12) *Kölnner Aktenstücke*, aO., S. 21f.
- (13) Vgl. K. Scholder, aO., Bd. 2, S. 137f.
- (14) Vgl. Guenter Lewy, *Die katholische Kirche und das Dritte Reich*, München 1965, S. 173.
- (15) Vgl. Rudolf Lill, *NS-Ideologie und Katholische Kirche*, in: K. Gotto/K. Reppen (Hg.), aO., S. 146.
- (16) ローゼンブルクに対するプロテスタント側からの批判については、宮田光雄『十字架とハーケンクロイツ——反ナチ教会闘争の思想的的研究』新教出版社、二〇〇〇年の第三章「政治神話と教会闘争」を参照。
- (17) Dieter Albrecht (Hg.), *Der Notenwechsel zwischen dem Heiligen Stuhl und der Deutschen Reichsregierung*. Bd. 1: Von der Ratifizierung des Reichskonkordats bis zur Enzyklika "Mit brennender Sorge", Mainz 1965.
- (18) Vgl. M. Steinhoff, aO., S. 69, 74, 78f.
- (19) Pacelli an den deutschen Episkopat vom 15. 8. 1935, in: B. Stasiewski (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe*, aO., Bd. 2: 1934-1935, Mainz 1976, S. 264.
- (20) Hirtenbrief des deutschen Episkopates vom 20. 8. 1935, in: B. Stasiewski (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe*, aO., Bd. 2, S. 331-340.
- (21) Denkschrift des deutschen Episkopates an Hitler, in: B. Stasiewski (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe*, aO., Bd. 2, S. 341-373.
- (22) Hirtenwort der deutschen Bischöfe über die Abwehr des Bolschewismus, in: *Kölnner Aktenstücke*, aO., S. 156-162.
- (23) Ludwig Volk, *Die Enzyklika "Mit brennender Sorge"*. Zum hundertsten Geburtstag Kardinal Michael v. Faulhabers am 5. März

1969, in : Ders., *Katholische Kirche und Nationalsozialismus*, Mainz 1987, S. 34-55, S. 36f.

- (24) Grufadresse des deutschen Episkopates an Pius XI. vom 18. 8. 1936, in : B. Stasiewski (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe*, aao., Bd. 3, Mainz 1979, S. 437. Vgl. Heinz Hürten, *Deutsche Katholiken 1918-1945*, Paderborn 1992, S. 371.

三 ピウス十一世回勅「深き憂慮に満たされて」

1 ローマでの準備協議

一九三七年の一月、七九歳の教皇ピウス十一世は病床にあった。しかし彼の心配は自らの病状よりも、ナチス統治下のドイツにおける教会の苦境に向けられていた。

一九三七年一月一日、教皇はナチス統治下のドイツの教会状況をよりくわしく知るために五人の司教をヴァチカンに招いた。ドイツの司教たち二十七人はその二日前までフルダにおいて司教協議会の会議を開き、ドイツの教会状況を分析・検討していた。その疲れも癒されぬまま五人の司教がローマに赴いたのである。この五人とは、ベルトラム、ファウルハーバー、シュルテの三枢機卿（同時に大司教）とガーレン、プライジングの二司教であった。ナチス当局に対する見方や戦術に関しては、この五人の司教のうち《申し入れ—交渉路線》の信奉者がベルトラム司教協議会議長であり、これに対して《公開抗議路線》を主張しているのがガーレンとプライジングであった。シュルテとファウルハーバーは実践面では後者に近かった。⁽¹⁾

一月一日（金）、まず予備面談としてベルトラムとファウルハーバーが教皇庁國務長官パチエリのもとに招かれた。ベル

トラムは公開抗議方式を好まなかったので、むしろ「教皇親書」をヒトラーに届けてはどうか、と提言した。しかしパチエリは実り無き《申し入れ》の続行には難色を示した。

一月二六日（土）午前、パチエリ国務長官と五司教全員との協議が行われた。ここでパチエリはドイツ政府による政教条約違反の責任問題、カトリック系青少年団体・新聞などへの弾圧の問題をとりあげた。そして現状解決のためのより効果的な方法として、ヒトラーあての「教皇親書」ではなく、民衆にとって最もわかりやすい全ドイツ・カトリック教徒あての公開「教皇書」（司牧書簡 Hirtenbrief）という案を示唆したのである。これは、このたびは、教皇庁が《申し入れ方式》ではなく、《公開抗議方式》を採用する用意であることを意味するものであった。

一月二七日（日）午前、五人の司教はパチエリに率いられて病床の教皇ピウス十一世に謁見し、ドイツの具体的な状況を報告した。教皇が自らの病苦よりもドイツ教会の窮状に心を痛め、教会自身の進むべき道を貫こうとする毅然とした態度に、訪問者たちは深い感銘を受けたという。この会見では教皇に向かって五人の司教たちはそれぞれの報告を行った。ベルトラムは、ドイツにおける教会紛争の原因がナチス国家の教会敵視政策にあること、それによって政教条約も困難な状況に陥っている、と伝えた。ファウルハーバーは学校闘争、カトリック系民間組織、教会生活の困難さにもかかわらず、今日まで何とか持ちこたえることができたのは、政教条約のおかげであり、その意味で政教条約は《摂理の賜》だ、と強調し、教皇も同感した。ついでシユルテが宗派学校とナチス側の教会離脱宣伝とについて説明し、プラインジグは他の地域にくらべて若干平穏なベルリンの状況を報告した。最後にガーレンが、ナチス体制は「真理と忠誠を知らぬ」敵対者だ、民衆は教会に忠実であり、司教たちの発言を期待している、と述べた。これらの報告に応じて教皇は、これからも政教条約の遵守をドイツ政府に要求し続ける

ことを確認し、これほど貴重な法的土台を教会側から放棄することはほしくないという点で、訪問者たちと意見の一致を見た。

教皇ピウス十一世との会見の後、パチェリ國務長官は五人を昼食に招待した。ここでは当然のことながら、もし「教皇教書」が発表されたら、ドイツ政府は政教条約を破棄するだろうか、という問題が國務長官から投げかけられた。これに対してシュルテ枢機卿は、その可能性がある、と答えたが、逆にファウルハーバー枢機卿はその可能性を否定した。ドイツ政府による政教条約破棄のチャンスは、すでにこれまでの数回の司教共同教書の発表の際に何回もあつたはずだ、というわけである。ただし、発表される「教皇教書」の内容は教理的なものにとどめ、ナチ党を名指ししない方がよい、というのがファウルハーバーの意見であつた。

会合のすべてが終わつた後で、このファウルハーバーにとつて思いがけない大役が回つてきた。パチェリ國務長官がひそかに「教皇教書」の草案起草を彼に依頼したからである。そこでファウルハーバーは一月一八日（月）夕刻から二二日（木）早朝にかけて草案の作成に没頭した。一二日の午前三時半、完成したファウルハーバーの草案は、「添削・増補は全く御自由」との添え書を付けて國務長官に届けられた。

司教たちは一月二一日と二三日にそれぞれ教皇へ別れを告げ、ローマからドイツへの帰国の途についた。二三日に別れのあいさつをしたガレンとプライジングに向かつて教皇ピウス十一世は次のようにコメントしたという。「ナチズムは、その目標と方法においてボルシェヴィズムと異ならない。私はそれをヒトラーに言うつもりだ」⁽²⁾。

2 回勅「深き憂慮に満たされて」の内容とその発表

草案を起草したファウルハーバー自身、じっさいの「教皇教書」がいかなる形でいつ発表されるのか、全くわからなかった。じっさいにはファウルハーバー草案は主としてパチュリ（と教皇）によって修正・増補され、約二倍半の長さに拡大されていた。もちろん草案の骨組みは生かしつつ、それを詳細に展開してナチズムをより厳しく批判し、歴史的・法律的序文と結語とが付け加えられた。しかも形式も変えられていた。つまり、この教皇文書は「教書」(Hirtenbrief)としてではなく、最も重要な「回勅」(Enzyklika)として完成されたのである。⁽³⁾完成された回勅のドイツ語原本は教皇庁の印刷所で印刷され、秘密特使の手で三月一四日、まずベルリンのプライジング司教に届けられた。そこからさらに回勅はドイツ各地の司教の手に、やはり特使によって三月一六日までに配達された。検閲・摘発を恐れて郵便は利用されなかった。各地の司教座ではそれを大量に印刷させた。説教壇から朗読するだけでなく全カトリック世帯に配布するためである。回勅の内容が余りに長文だったために印刷されたものは冊子となり、ミサの終了後に販売された。

多くの教会では回勅の朗読は教皇庁の希望にそって三月二日の「枝の主日」(シュロの日曜日)に行われた。しかし余りに長文だったため、朝のミサと夕方のミサとの二回に分けて朗読した教会も少なくなかったという。回勅の重要性に鑑みて、ほとんどの司教自身が司教座聖堂の説教壇からこれを朗読した。その当日、ミサに出席したカトリック教徒にとって回勅の朗読はまさに《寝耳に水》であった。ファウルハーバー枢機卿はミュンヘンのリープラウエン大聖堂の説教壇から回勅を朗読した。その後、彼はローマの教皇あてに次のように報告している。「会衆は最大の感動とともに聞き耳を立てました。人々は回勅の印刷物を奪い合つて受け取りました。誰もがそれを家に持ち帰りたいと望んだからです」。⁽⁴⁾

この回勅はふつう「深き憂慮に満たされて」(Mit brennender Sorge)と呼ばれているが、その正式の表題は「ドイツ帝国

におけるカトリック教会の状態について、使徒座との平和と交わりの中に生きる敬愛するドイツの兄弟たち、大司教、司教および他の高位聖職者たちにあてた、神の摂理による教皇ピウス十一世聖下の回勅」(Rundschreiben Seiner Heiligkeit Pius XI. durch Gottes Vorsehung Papst an die ehrwürdigen Brüder Erzbischöfe und Bischöfe Deutschlands und die anderen Oberhirten die in Frieden und Gemeinschaft mit dem Apostolischen Stuhle leben : Über die Lage der Katholischen Kirche im Deutschen Reich) である。略された表題 “Mit brennender Sorge” は回勅本文の冒頭の三語であり、直訳すれば「燃える憂慮をもって」となる。そこで以下にはこの回勅の主要部分を紹介することにして⁽⁵⁾。

「深き憂慮に満たされて不審の念を高めつつ、余は、かつて聖ポニファチウスがキリストと神の国との光の使信、喜びの福音をもたらしたこの国とこの民とのただ中における教会の苦難の道程を、また心情と行爲において教会に忠実たり続けている男女信徒の深まりゆく窮状を、かなり以前から観察してきた。

余のこうした憂慮は、余の病床を見舞ってくれた最も尊敬する司教団の代表者たちが真実かつ誠実に報告してくれたことによつても、柔げられはしなかった。彼らは、使徒たちの信仰告白の闘いによつて多くの慰めと感動とを与えられ、心から民族と祖国を愛し、また、全力をあげて冷静な判断に努めているにもかかわらず、無限に多くの苦渋と暴虐とを見逃すことができなかつた。彼らの説明を聞いて後、余は神に心から感謝して愛の使徒と共にこう語ることを許された。『わたしの子供たちが真理のうちを歩いているということを聞くこと以上に、大きな喜びはない』(Ⅲヨハネの手紙四)。しかしました、余の責任ある使徒職にふさわしい率直さと、現実の全き重みを諸兄弟と全キリスト教世界とに呈示しようとする

意思とに従って、余は次の言葉をも付け加えなければならない。すなわち、多くの人が真理の道を去ったということを聞くことほど、余の大きな憂慮、深い司牧的苦しみは無い（Ⅱペテロ二・二参照）。

敬愛する兄弟たちよ。ドイツ政府によって提案された条約交渉を、余は何年も前の一つの草案を手がかりにして受け入れ、まことに喜ばしいことに厳肅な合意をもって政教条約を締結した。そこまで余を導いたものは、ドイツにおける教会の救済宣教の自由への、また教会に委ねられた人々の魂への当然の配慮であり、同時にまたドイツ民族の平和な発展と福祉とに本質的に奉仕したいという誠実な念願であつた。

それゆえ、かなりの重大な疑念にもかかわらず、余は当時やつとの思いで同意を拒まないことを決意した。人間的に可能なものの範囲内でドイツの余の忠実な息子、娘たちが緊張と苦難とを免れるように、余は望んだのである。さもなければ、当時の状況の下でそうしたことが確実に予測されたであろう。余は唯一つキリストを求め、キリストのものを求めつつ、誰にでも、彼ら自身が突き返すのでない限り、母なる教会の平和の手を拒まないということを、行為によつてすべての人に実証しようと望んだのである。

余の純粹な意図によつてドイツの地に植えられた平和の木があなたがたの民族に余の切望した果実をもたらさなかつたとれば、この広い世界で見る目をもち、聞く耳をもつ者なら、その責任が教会とその首長とにあるなどは、こんにち誰も言うことができなからう。ここ数年間行われてきた世界觀教育なるものが、責任のありかを教えてくれる。それは、はじめから根絶闘争以外のいかなる目標も知らない策謀を露呈した。

尊敬する兄弟たちよ。とくにすべての宗教の第一の代替不可能な基礎である神への信仰がドイツの地において純粹かつ

真正に維持されるよう、留意して頂きたい。神を信じる者とは、神の言葉をことば巧みに操る者ではなく、ただこの高貴な言葉にふさわしい真の神概念を身につけている者だけである。汎神論的なあいまいさの中で神を宇宙と等置し、神を世界の中で世俗化し、世界を神において神格化する者は、神を信じる者の中には入らない。

いわゆる古代ゲルマン的・前キリスト教的觀念に従つて、人格的な神のかわりにあいまいな非人格的な運命などというものを押し出す者は、『知の果てから果てまでその力を及ぼし、慈しみ深くすべてを司り』（知恵の書八・二）、すべてを良き結末に導き給う神の知恵と摂理とを否定する者である。そのような者には、神を信じる者の一人であると主張する資格はない。

人種 (Rasse) あるいは民族 (Volk)、国家 (Staat) あるいは国家形態 (Staatsform)、国家権力の担い手 (Träger der Staatsgewalt) あるいは他の人間的共同体形成の基礎的価値を——それらは地上の秩序の内部では一つの本質的で尊重に値する位置を占める——地上の価値序列から抜き出し、偶像崇拜的に神格化する者は、神によつて造られ命じられた物事の秩序を倒錯させ、偽造する者である。そのような者は真の神信仰からも、そうした信仰にふさわしい人生観からも遠くかけ離れた者である。

尊敬する兄弟たちよ。三重にも神聖な神の名を人間的な欲求と願望との大なり小なり恣意的な何らかの造形物のための無意味なレットルとして利用するという、言葉と文書との形での乱用の増加に気をつけて頂きたい。……我々の神は、人格的で超人的で全能の、無限に完全な神であり、三つにしまして一つなるお方、神的存在の統一の中で三位一体であり、すべての被造物の造り主、主にして王、世界史の究極的完成者、自らのほかいかなる神をも容認せず、また容認しえない

お方である。

この神は主權的に神の戒めを与え給うた。その戒めは時間と空間、国と人種をこえて妥当する。神の太陽が人間の顔をもつすべての者を照らすように、神の法 (Gottes Gesetz) もまた、いかなる特権も例外も知らない。統治者と被治者、王冠の持ち主と無冠の者、高き者と低き者、富者と貧者、万人が等しく神の言葉の下に立つ。造り主としての神の権利の全体性から、必然的に個々人と全種類の共同体とに対する神の服従要求の全体性が生じる。この服従要求はすべての生の領域をとらえ、その全領域において道德的問題が神の法との対決を、それゆえ変えることのできる人間的規則の、変えることのできない神の規則の構造への編入を要求する。

ただ軽薄な精神の持ち主だけが、国民的な神 (nationaler Gott)、国民宗教 (nationale Religion) などというものを語る謬説に陥りやすい。またそうした人々だけが、全世界の造り主、全民族の王にして立法者たる神を——その偉大さの前には諸国民は水桶のしづくに等しい (イザヤ四〇・一五) ——一つの民族の境界線の中へ、また一つの人種の血統といふ狭い枠の中へ閉じこめようとする狂気の試みを企てやすい。……

イエズス・キリストによつて達せられた啓示 (Offenbarung) の頂点は究極的なものであつて、永遠にすべてを拘束するものである。この啓示は人間の手による補完を必要とせず、現在の一定の指導者たちが血と人種との神話から引き出すうとしている恣意的な《諸啓示》による代替物や代用品を全く必要としない。……いかなる人間も、キリストにおいて置かれた土台以外の土台を置きえない (Iコリント三・一一)。神と被造物との間、神の人と人の子らとの間にある本質的な相違を冒流的に誤認し、何らかの死すべき者を——たとえ彼がその時代の最も偉大な人間であれ——キリストと並べ

て、あるいはキリストの上に、またキリストに対抗して置こうとする者は、にせ預言者と呼ばれなければならない。……尊敬する兄弟たちよ。あなたがたがとくに覚めた目を持たなければならないのは、宗教的基礎概念がその本質を奪い取られ、俗悪な意味に変えられる場合である。

キリスト教的な意味での啓示とは、人間に対する神の言葉 (das Wort Gottes) である。この同じ神の言葉を血と人種との《誘惑》のために、またある一つの民族の歴史的栄光のために利用することは、絶対に混乱をもたらすものだ。そのような偽造硬貨は信仰的キリスト教徒の用語として受け入れらるに値しない。……

余はここで、特に造り主ご自身によって人間の心の板に書きこまれ (ローマ二・一四以下)、罪と激情とによって濁されていない健全な理性によって読みとられる、いわゆる自然法 (Naturrecht) を思い起こす。この自然法の戒めに照らして、すべての実定法 (Jedes positive Recht) は……その内容を検査される。この自然法に深く矛盾する人間の法は先天的欠陥を患っており、どのような強制手段や外部の権力展開も、それを治癒することはできない。この尺度によって、『民族に有益なものが法である』という原則もまた、はかられねばならない。……すなわち、『何事も、もし道徳的に良いものでなければ、けっして有益ではない。だから、有益であるから道徳的にも良いというわけにはいかない。むしろ道徳的に良いものが有益でもあるのだ』 (Cicero, De officiis 3, 30)。この道徳律に反するなら、あの原則は国際関係においてさまざまに諸国民の永遠の戦争状態を意味することになるであろう。また国内の生活領域では、あの基本命題は利益考量と正義の考量とを混同している。またあの基本命題は、人間が人格として神によって与えられた権利を所有し (der Mensch als Persönlichkeit gottgegebene Rechte besitzt)、その権利は共同社会による侵害、廃棄あるいは無視をめざす

一切の介入から免れ続けなければならない、ということを誤認している。……

信仰する人間は、自己の信仰を告白し、それにふさわしい形で信仰を確認する不可侵の権利をもつ。この信仰告白と信仰確認とを抑圧し、あるいは妨げる法律は、自然法に反するものである。……学校問題において、この自然法的に与えられた両親の意思を閉め出し、あるいは脅迫と強制によつて抑圧する法律あるいは他の措置は、自然法に反しており、最奥かつ究極の核心において不道徳である。……

キリストに忠実な者の告白意思と受難の覚悟とが教会弾圧者たちの物理的強制力に対して内面的信仰の無条件性を、永遠を確認する希望の不滅性を、実践的愛のゆるぎなき全権を対置するに十分堅固となるならば、教会の他の時代と同様にこの時代もまた、新たな興隆と内面的浄化との先駆けとなるであろう。四旬節と復活祭との時期は、内省と悔悛を説き、キリスト教徒の目を、ふだんよりもいつそう十字架に、それと同時にまた復活の主の栄光に向かわせてくれる。この時期がすべての人にとつて、またあなたがた一人一人にとつて感情と魂を英雄精神、忍耐心、勝利の精神で満たすための喜ばしい、またとないきっかけとなるように。その時に余は次のように確信する。わが世が来たと錯覚した教会の敵どもは、まもなく、あまりに早く喜びすぎたこと、あまりに性急に墓掘りシャベルに手を出したことを悟るであろう。その時には、キリストの敵どもの早すぎた勝利の歌にかわつて、キリストに忠実な者たちの心と唇から解放の賛美テ・デウムが天に昇ることを許される日が、来るであろう。……それは、ドイツ民族がこんにち過ちを犯した成員を抱えつつ、宗教的復帰の道を歩むことを喜ぶ賛美テ・デウムである。それは、ドイツ民族が受難によつて清められた信仰の中で、再び時と永遠との王なるイエズス・キリストに膝を屈めることを喜ぶ賛美テ・デウムである。それは、ドイツ民族がキリスト教的西洋の否定者と否認者とに対する戦いに

において、他の諸民族のすべての善意の人々と調和して、永遠なる主の計画が彼らに指し示す天職（*Bernf*）をまさに果たそうとすることを喜ぶ賛美である。……

この心と唇とにおける切なる祈りをもつて余は、神の助けの保証として、あなたがたの困難で責任重き決断に際しての支えとして、戦いにおける強めとして、苦悩の中の慰めとして、あなたがた忠実な民の司教、司祭、修道士・修道女、カトリック・アクションの平信徒使徒、あなたがたの司教区のすべての信徒に一人残らず、とりわけ病める人、囚われの人に、父としての愛において、使徒座からの祝福を授けるものである。

ヴァチカンにて 受難の主日 一九三七年三月一四日

教皇ピウス十一世（傍点は河島）

この回勅は伝統的なカトリックの教理と信仰に根ざしつつ、その基本原理の帰結として当時のドイツの状況を鋭く分析し、批判していた。回勅の文章の中にはヒトラーやナチズムなど具体的な名称は登場しない。しかし前後の文脈を読めば、ここに示された一般的普通名詞が何を指しているのか、当時のドイツ人なら容易に推察できたであろう。とりわけ「人種あるいは民族、国家あるいは国家形態、国家権力の担い手あるいは他の人間的共同体形成の基礎的価値を……偶像崇拜的に神格化する者は、神によって命じられた物事の秩序を倒錯させ、偽造する者である」という部分を読んだ者は、この中に盛られた言葉の一つ一つがすべて当時のドイツのアーリア人種（ゲルマン人種）やドイツ民族、第三帝国、全体主義体制、総統ヒトラーなどをまさに意味しており、それらの神格化ないし絶対化が批判されているのだということ、直ちに理解することができたであろう。ナチス・ドイツにおける統治の内容と実態が地上の相対的価値の限界をこえて人間の魂の内と外との全領域を支配するな

らば、まさにそれは一つの偶像となる。そうしたナチス支配の核心がこの回勅によって根底から指摘されて批判され、ドイツのカトリック教徒の目と心に焼きつけられたのであった。

3 警察による取り締まり

回勅原文のドイツへの搬入と各司教への配送、各司教区における回勅の印刷は、秘密のうちに行われた。しかし回勅の重大性を認識していなかった一部の司祭たちは、朗読予定日の前日（三月二〇日）午前の土曜ミサに出席した信徒たちに回勅の冊子を配布してしまったために、これを受け取った者がそれを持って市場に向かうということも生じた。

そうするうちにゲシュタポ（秘密警察）は回勅発表の前日にすでに、衝撃的な文書がカトリック教会で発表を予定されていることをかぎつけた。ミュンヘンでは三月二〇日午後、捜査員が数千部の回勅印刷物を押収した。ゲシュタポ副長官のハイドリヒは同日の真夜にヒトラー、ゲッベルス、ゲーリング、ヒムラー、ケルルアてに、「ナチス国家に対する大逆罪の攻撃」を内容とする教皇回勅が発表を予定されている旨を、通報した。これに対する警察側の直接の対策としては、とりあえず教会外での回勅配布の取り締まりのみが指令された。もし回勅の朗読それ自体を阻止すれば、カトリック教会の末端に至るまでの全体を抗争の中に引きずりこむことになってしまい、あまりにも大きな混乱が予想されたからである。

警察は、ドイツ全国において回勅の朗読・印刷・配布の直接の責任者である司教たちには、一指も触れなかった。しかし当時の刑法でさえ責任を問われないはずの印刷所が、このたびは見せしめの処置を被ることになった。警察は印刷所を厳しく捜索し、回勅の配布に従事した人物を捕えた。たとえばオッフエンブルクのフォン・ホルンブルク司祭ほか数名が刑法第八五条

の「大逆罪の内容の印刷文書の配布」容疑で起訴されたが、警察側の所期の目的は達成されなかった。また、補償なしに没収された印刷所は全国で十二カ所にのぼった。⁽⁶⁾

- (1) この前後の記述については次の文献を参照。
L. Volk, Die Enzyklika "Mit brennender Sorge" ... aao, in : Ders., Katholische Kirche und Nationalsozialismus, S. 38f.
- (2) 以上の記述については主に次の文献を参照。Ludwig Volk, Akten Kardinal Michael von Faulhabers 1917-1945, Bd. 2 : 1935-1945, Mainz 1978, S. 275-284. 引用文は、S. 284.
- (3) 「教皇教書」を想定したファウルハーバー草案の全文と、完成した回勅「深き憂慮に満たされて」の全文とを並列して比較した資料集は、Dieter Albrecht (Hg.), Der Notenwechsel, aao, Bd. 1, Mainz 1965, S. 402-443.
- (4) Faulhaber an Pius XI. vom 22. 3. 1937, in : Akten Kardinal Michael v. Faulhabers, aao, Bd. 2, S. 311.
- (5) 回勅「深き憂慮に満たされて」のドイツ語原文の全体が収録されている資料集は、D. Albrecht (Hg.), Der Notenwechsel, aao, Bd. 1, S. 404-443 ; Simon Hirt (Hg.), Mit brennender Sorge. Das päpstliche Rundschreiben gegen den Nationalsozialismus und seine Folgen... aao, S. 1-24 (つれづれは「スプリが若干枚」) ; W. Corsten (Hg.), Köhner Aktenstücke über die Lage der Kirche in Deutschland, aao, S. 174-186. 最近の資料集として、G. Denzler / V. Fabricius, aao, S. 284-306. なお回勅の全訳は、河島幸夫「ピウス十一世回勅『深き憂慮に満たされて』——原資料の翻訳と解説』『西南学院大学法学論集』第三三卷一・二・三合併号、二〇〇一年二月、一七〇—一九八頁。
- (6) S. Hirt, Die Auseinandersetzung über die Enzyklika "Mit brennender Sorge" in ihren geschichtlichen Zusammenhängen, in : Ders., Mit brennender Sorge. Das päpstliche Rundschreiben, aao, S. 97f.

四 回勅への反応と影響

1 回勅をめぐるドイツ政府と教会の応酬

回勅「深き憂慮に満たされて」はドイツのカトリック聖職者・信徒に大きな喜びと感動をもって受けとめられた。これまでのナチス支配下の教会の苦難の歩みに対して教皇が決して無関心ではないこと、逆に「燃えるような心配と不審の目で」（回勅本文冒頭の直訳）ドイツの教会と信徒の苦境を凝視していることが、直接に公然と人々に訴えられたからであった。この教皇回勅は第三帝国におけるカトリック教会のみならず、カトリック系の民間団体や宗派学校、宗教教育、新聞などが被っている弾圧と制限・妨害措置を非難し、ナチズム支配の偶像崇拜的性格を糾弾していた。それはナチズムの核心を突いていたから、「ドイツ国家体制に対する重大な攻撃」（ケルル教会相）であり、「ドイツ国家指導部に対する公然たる宣戦布告」（ヴァチカン駐在ドイツ大使デイエゴ・フォン・ベルゲン）としてナチス側に受けとめられたのである。

回勅に対するドイツ政府からの公式反応は、まず教会省ハンス・ケルルからドイツ司教たちにあてた一九三七年三月二三日付けの速達によって届けられた。その中には、回勅は政教条約第一六条で要求された司教の忠誠宣誓の内容をなす「ドイツ国家体制の福利と利益とに配慮する義務」に反するものであるから、「回勅の印刷・複写・配布はいかなる形でも禁止されると記されていた。⁽¹⁾

これに対してフルダ司教協議会議長アドルフ・ベルトラム枢機卿は三月二六日付けで教会相に返書を送った。その中でベル

トラムは教会相の非難を退け、聖座（教皇）は回勅を通じて、ドイツの政府当局や有力者層によって遂行されているキリスト教と教会とに対する公然・隠然の闘争に反対する態度を示しただけである、と反駁した。⁽²⁾

またフライブルクの大同教コンラート・グレーバーは三月三〇日付けオーバーライン地区の司教たちの名で教会省に書簡を送り、回勅の印刷・配布等の禁止命令は、これまでにカトリック教会に官憲から加えられた数々の政教条約違反行為を見逃しているがゆえに、全く不当なものであるとして、嚴重に抗議した。⁽³⁾

同じくミュンスターのガレン司教も教会省に四月一九日付けで返書を発送し、信徒に対する指示・告知・教書などの伝達内容に関する権限は基本的に教会それ自体に属するものであって、教会省には判断の権限がないことを、強調した。⁽⁴⁾

さらにドイツ外務省と教皇庁の間で回勅をめぐって非難の応酬が行われた。まず四月一二日、ヴァチカン駐在ドイツ大使デイエゴ・フォン・ベルゲンは教皇庁国務長官パチェリに書簡を送った。その中には、教皇回勅が「ドイツ国指導部、司法、学校・報道政策に対する公然たる宣戦布告」⁽⁵⁾であつて、政教条約が聖座に課している義務に対する重大な侵害を意味する、と主張されていた。

これに対して教皇庁国務長官パチェリは四月三〇日付けでドイツ大使に返書を送り、「ドイツ民族およびドイツ国家に対する敵対姿勢」という非難を退けた。すなわち、ドイツにおける問題状況の、回勅による大胆な確認は、もっぱら司牧的必要性から生じたものである。「公共の諸権力、国家を担う運動が教会の奴隷化、キリスト教信仰の根絶を主観的あるいは実質的目標とする理念、諸勢力、潮流、世界観集団とのからみつきにますます陥っている。それを通じてドイツに生じている弊害を根絶すること、そうした潮流を克服することが聖座の意図であつたし、今もそうである。国家権力の担い手たちと、国家を担う

政治運動の指導的代表者たちとは、前述の潮流に精神的に付着し、それを利用して不吉な共棲關係を終わらせることを今日まで決断することができなかった。……その結果、必然的に、最高教会權威の明確な指針の言葉を必要とする悲劇的狀態が深まった。……今月一二日付けの貴下の外交書簡は、回勅『深き憂慮に満たされて』が列挙した確認の一つでさえ客觀的に反論していない。それは、この回勅が政教条約違反であると主張することによって、回勅の内容と教皇聖下の意図とを政治的に誤解し、ドイツで生じている政教条約の違反状態をおおいかくしようと試みた。……ここに外交書簡の形で試みられたごとき、⁽⁶⁾ 条約上の権利の全基本概念の驚くべき倒錯は、想像を絶するものである」。

こうしたやりとりを見ると、ドイツ政府からの激しい反発に対してカトリック教会と教皇庁との側が一步も引きさがるずに応戦している様子が、うかがえる。それだけに教皇回勅がナチスの指導者たちに与えたショックは大きかったといえるであらう。

2 政教条約破棄の可能性

回勅「深き憂慮に満たされて」の発表をめぐる以上のような応酬のプロセスの中で、ナチス政府の内部では政教条約を破棄する高い可能性が検討された。⁽⁷⁾ とくに教会相ケルルは政教条約の破棄を強く主張し、一時はヒトラウの同意までとりつけていた⁽⁸⁾ という。

他方、カトリック教会の内部では政教条約の維持がドイツ司教団においても教皇庁においても確認されていた。しかしカトリック側には、ドイツ政府がまもなく政教条約の破棄を通告してくるのではないかという懸念も、消えなかった。もしそれが

執行されるとすれば、その時期は一九三七年九月のニュルンベルクにおけるナチ党大会の会期中であろうという予想さえ立てられた。そのためにドイツ司教団は、教皇回勅を歓迎し、それに全面的な同意と支持を約束する旨の共同教書を作成することを、さし控えてしまったのである。

しかしドイツ政府の内部では政教条約破棄の可能性を含めてカトリック教会に対する当面の教会政策に関して必ずしも意見の一致が見られなかった。とくに官僚たちの間では、政教条約破棄によって生じうる法的空白状態は避けるべきであり、対内的にも対外的にも得策ではないという意見が強かったという。⁽⁹⁾

結局、政教条約はドイツ政府側からも教皇庁側からも破棄されず、戦中・戦後を生きのびて今日に至っている。とはいえナチスの時代においては引き続き官憲による政教条約違反の措置が止むことはなかった。一九三八年にベルリン大学のヴェルナー・ヴェーバー教授は次のように確認している。「政教条約は今日では五年前と異なる顔をもっている。……条約の文言はまったく改訂されていないが、条約の規定のかなりは、今日、別の法的照明の中に現れている。事態の進展はそのいくつかを古ぼけたものにしてしまった。全体として政教条約は一つの萎縮過程を辿ってきたといえることができる」⁽¹⁰⁾。

政教条約は、ナチス当局によるカトリック教会攻撃に対してカトリック側が抗議するための法的根拠となったから、カトリック教会にとっては確かに一つの防壁であり、《摂理の賜物》であった。しかしナチス側は、立て前とは裏腹に実質的には政教条約を無視してカトリック教会とその関連活動とを抑圧し続けた。その結果、ナチス治下におけるカトリック教会の公共世界での活動領域は急速に狭められていった。

- (1) Schnellbrief des Reichs- und preussischen Ministers für die kirchlichen Angelegenheiten an die Bischöfe der deutschen Diözesen vom 23. 3. 1937, in : S. Hirt, Mit brennender Sorge, aao., S. 25.
- (2) Schreiben des Vorsitzenden der Fuldaer Bischofskonferenzen an den Reichs- und preussischen Minister für die kirchlichen Angelegenheiten vom 26. 3. 1937, in : S. Hirt, aao., S. 27-29.
- (3) S. Hirt, Die Auseinandersetzung, aao., S. 95f.
- (4) Ebenda, S. 95.
- (5) Note des deutschen Botschafters beim Heiligen Stuhl, Dr. von Bergen, an Kardinalsekretär Pacelli vom 12. 4. 1937, in : S. Hirt, aao., S. 50.
- (6) Note des Kardinalsekretärs Eugenio Pacelli an den Botschafter des Deutschen Reiches beim Heiligen Stuhl vom 30. 4. 1937, in : S. Hirt, aao., S. 55 u. 63f.
- (7) H. Hürten, Deutsche Katholiken, aao., S. 378 u. 624, Anm. 68.
- (8) Vgl. L. Volk, Die Enzyklika "Mit brennender Sorge", aao., in : Katholische Kirche und Nationalsozialismus, S. 48.
- (9) Vgl. Ebenda ; M. Steinhoff, Widerstand gegen das Dritte Reich, aao., S. 77.
- (10) Werner Weber, Das Reichskonkordat in der deutschen Rechtsentwicklung, in : Zeitschrift der Akademie für deutsches Recht, 1938, Heft 15/16, zit. n. S. Hirt, aao., S. 99.

おわりに

最後に、「回勅」深き憂慮に満たされて」発表の意義とそれ以後の問題点に触れて本論を閉じることしよう。この回勅の特徴をいくつか列挙すれば、次のようになる。

- その原文がラテン語ではなく、ドイツ語で書かれていたことから推測できるように、当時の総統アドルフ・ヒトラー治下のナチス・ドイツ第三帝国に生きる全カトリック教徒に教皇ピウス十一世自身が親しく語りかけている。
- ナチス支配の最盛期のただ中で、深くキリスト教信仰とカトリックの伝統とに根差して、ナチズムの思想、第三帝国の人の種政策、民族至上主義、指導者（ヒトラー）崇拜、教会弾圧などを具体的に、そして根底的に批判している。
- 弾圧にさらされたカトリックの司教、司祭、修道会員、カトリック系民間団体、青少年団体会員、平信徒、両親、若者たちに具体的に深い慰めと励ましを与えている。
- その発表形式は、外交文書の手渡しという穏健な方法ではなく、説教壇からの公然たる朗読という最も強い抗議方式を採用している。
- 内容的には、カトリック的自然法理解に基づいてナチズムへの批判が展開されている。自然法の強調は、従来から様々な教皇回勅やカトリック教会の文書に現れてきた基本線の一つである。
- 最後にもう一つ注目されるのは人権の不可侵性の強調である。従来、「人権」は、神を排除する人間のエゴイズムの表現として、しばしば歴代の教皇たちによって非難されてきた。ところがこの回勅は——おそらくナチスによる壮絶な人権侵害に直面して——むしろ人権を神によって与えられた不可侵の権利として、はっきり承認し、強調しているのである。

教皇回勅「深き憂慮に満たされて」は、すでに述べたように、まずカトリック教会、関係諸団体、学校教育などカトリック教会に直接間接に関わる領域におけるドイツ政府やナチ党による弾圧・迫害の事実を公表し、それに公然と抗議した。次に第

三帝国における人種や民族の崇拜、国家や権力者への賛美を偶像崇拜的なものとして拒否し、ナチズムの世界観を根底的に批判していた。この二つの指摘がナチス政府への《申し入れ》という形ではなく、《公開抗議》という形をとったこと、しかもそれが《教書》ではなく《回勅》の朗読という最も高い調子の形態で行われたこと、しかもその回勅がラテン語ではなくてドイツ語によって書かれたことは、まさに目の前のナチス国家に対する《公然たる宣戦布告》に等しいものであった。こうした回勅の内容を根底的に支えているのは、聖書において証言された神の支配の普遍性への確信である。しかもそれを知らせる使信は、歴史的にはイエス・キリストとなった神の言葉の啓示のみを通じて人間にもたらされたという。ここには、ドイツ・プロテスタントの告白教会が一九三四年に発表した「バルメン宣言」¹にも共通する信仰告白の核心が鳴り響いている。それに照らせば、この世のすべてのもは絶対性を主張しえず、ただ有限な相対的価値をもつにすぎないのである。それにもかかわらず、地上的存在にすぎない人間が尊ばなければならないのはなぜか。回勅によれば、世界のすべてのものは神の法の下にある。この神の法によって支えられ、人間の健全な理性に刻みこまれた自然法によって、すべての実定法、規則、措置は拘束される。この自然法に基づいて、「人間は人格として神によって与えられた権利を持つ」。それゆえ、「その権利は共同社会による侵害、廃棄あるいは無視をめざす一切の介入から免れ続けなければならない」のだ。ここには、神によって与えられた人権の不可侵性が国家権力の侵害に対して高らかに宣言されていた。

このような回勅「深き憂慮に満たされて」は、苦難の下にあるドイツのキリスト教徒に大きな励ましと慰めを与えた。この回勅が全ドイツのカトリック教会の説教壇から一斉に読みあげられた時、たまたまドイツのある教会でミサ礼拝に出席していたフランス人旅行者ロベール・ダルクールは、その鮮烈な印象を次のように報告している。

「三月二一日（日）、ローマからの文書は爆弾のように炸裂した。この表現は誇張ではない。回勅の発表は電光石火おこなわれた。国家権力と警察は、なすすべもなかった。カトリックの組織は時計の機械仕掛けのように正確に作動した。この教皇文書は魔法のようにドイツ全土に広がった。それは、朗読の任務を負う司祭が説教壇に上る直前に、届けられた。司祭たちは、手早い回勅流布によって秘密警察の敏速な対応を出し抜き、搜索と押収の裏をかいた。第三帝国が教皇文書を侮辱的なものとみなし、さらに激怒したのは、カトリックの組織がこの試練の時にも確固としており、またその戦線の連携（保管者、仲介者、配送者、印刷者）が道徳的にも堅固であって、そこに何の遺漏も、伝達不十分も生じなかったからである。

たまたま我々は、ドイツのある教会で高い説教壇から回勅が朗読されるのを聞き、それに対する反応が信徒たちの表情やまなざしに現れるのを直視する機会に直面した。カトリック共同体の力、ローマとの結合力を、我々がこれほどまでに実感したこと、しかも体で実感したことは、おそらくなかった。『ローマが声を発した』ことは、それへの同意に犠牲が伴う場合、まことに全き力を得る。祈りの姿勢で教皇文書の朗読を聞いたこれらすべての会衆は、その意義とその重大さについて、いかなる幻想も抱かなかったであろう。

彼らは、はじめて、目の前で橋が落ちるのを見た。この断絶自体の、また各人の生活にとってのこの出来事の、結果の広がりや重大さ——そこから彼らは逃げることができない。誰もが心の中で、自己の生活、来し方と未来の見込み、開始された戦いの結果などの細部を想いみる事ができた。しかし同時に、ローマの言葉〔回勅〕は、前もってそれらの相

貌を変えることのできる最良の光を与えてくれる。……彼らの顔には、時局の厳しさと、こうした喜ばしい犠牲の光とが刻みこまれていた。ドイツのカトリック教徒の群に迷いこんだ我々外国人は、我々が戦士たちの真ん中にいる証人にすぎないことに気づき、ほとんど恥じ入るばかりであった⁽²⁾。

また、回勅朗読の後まもなく、ミュンスターの司教ガーレンは回勅の影響について次のように書き残している。「教皇回勅はすべてのカトリック教徒に大きな喜びと深い感謝をもって受け入れられました。聖父の慈愛あふれる、真剣な、しかしまた仮借ないまでに明確な言葉は、まさに解放をもたらす働きを及ぼしました。……/教皇回勅の影響は非カトリックのキリスト者たちの間にも及んでいると聞いています。……ドイツの多くの非カトリックのキリスト者たちが、教皇は自分たちのためにも自分たちの最も聖なる確信を擁護して発言してくれた、と感じ、告白しています⁽³⁾」。

ところで教皇庁自身がこれまでの外交文書による《申し入れ政策》を乗りこえて、回勅の朗読・配布という《公開抗議》形式に踏み切ったことは、ドイツの司教団内部にも教会闘争の戦術をめぐる対立をいっそう表面化させることになった。フルダ司教協議会議長のベルトラム枢機卿は従来から《申し入れ(請願)路線》を推し進めてきた。それは、原則としてできるだけ公開抗議による対決は避け、むしろ口頭もしくは文書による当局への申し入れと交渉を通じて、事態の改善を図るといった戦術路線である。これに対してプライジングおよびガーレンの両司教は、《申し入れ》や《交渉》だけではナチス当局は動かされない、と判断し、むしろ公然たる抗議によるカトリック民衆へのアピールによって、目に見える形での力を——むしろん暴力

ではなく平和的な意思の力を——現実には示さなければならぬ、そうすることによってのみナチス指導者たちは動かされる、とする《公開抗議路線》の主張を強めるようになった。こうした主張を支えたのは、「第三帝国の政治的意思決定の担い手は政府ではなくナチ党である」⁽⁴⁾(シュルテ枢機卿から教皇庁国務長官あて一九三七年一月一六日付け文書)ということ、そしてその究極的目標の一つが「カトリック教会の破壊、まさにキリスト教そのものの根絶」⁽⁵⁾(一九三八年八月一九日付けドイツ司教共同教書)であるということ、そのことの明確な認識であった。じつさいドイツ司教団のナチス当局に対する対応スタイルとしては、従来から《申し入れ》と《交渉》だけではなく、折につけて説教壇朗読による司教教書の発表という《公開抗議》方式も採用されてはいた。それは第二次世界大戦中の一九四三年八月一九日付け、九月二一日発表の、「精神病患者・捕虜・異人種の殺害」に抗議する「第五戒(汝殺スナカレ)の解説」を中心とする共同教書まで続けられた。しかも司教団の内部ではプライジングやガーレンの主張に賛成する司教たちの数がしだいに増加していったのである。

しかしながら、それは司教協議会議長ベルトラムの基本姿勢を変えるまでには至らなかった。ベルトラムは《公開》の教書による公開抗議戦術をも折につけて採り入れはしたが、彼の重点は《申し入れ政策》に置かれたのである。そこには彼自身の教会観、国家観が大きな影響を及ぼしていた。ベルトラムにとってはナチス国家もまた教会が忠誠を捧げるべき官憲・上司(Obrigkeit)であった。しかも彼にとって教会のなすべきわざは、信仰と司牧の領域に限られるべきであり、教会が国家に抗議するのは、この信仰と司牧の領域に国家が介入した時に限られていた。したがって信仰と司牧に属さないとみなされる事柄については、発言することそれ自体が控えられたのである。そこには、ドイツ・プロテスタントの《二王国論》にも類似した思考様式をうかがうことができるであろう。要するに《自制》こそはベルトラム議長の基本姿勢であり、彼はその姿勢

をナチスの時代の終わりまで貫いたのであった。⁽⁷⁾

とはいえナチス・ドイツのその後の展開はカトリック教会にとってもますます重苦しい様相を呈するようになる。とりわけユダヤ人迫害の途方もない広がりや深まりに直面したカトリック教会は、この問題にどう対処したのであるうか。さらに一九三九年九月一日にはヨーロッパはヒトラーがはじめた戦争に突入していった。この第二次世界大戦の悲劇をカトリック教会はどのように受けとめたのであろうか。こうした諸問題についての考察は将来の課題としなければならない。

- (1) くわしくは、たとえば河島幸夫「バルメン宣言とその先駆け」『四国学院社会科学年誌』第一〇号、二〇〇〇年三月、一一—四頁。同、前掲「独裁国家と教会」『教会』ミネルヴァ書房、五五—六五頁。同、前掲「戦争・ナチズム・教会」新教出版社、一一九—一二八頁を参照。
- (2) Robert d'Harcourt, *En Allemagne. Après l'encyclique*, in : *Etudes. Revue bimensuelle. Pères de la Compagnie de Jésus*, vol. 231 (1937), p. 294f.
- (3) Denkschrift Galens vom 11. 4. 1937, in : L. Volk (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe über die Lage der Kirche 1933-1945*, Bd. 4 : 1936-1939, Mainz 1981, S. 205, α, ρ, σ, τ. Vgl. H. Hürten, *Deutsche Katholiken*, aao., S. 377.
- (4) Stellungnahme Schultes vom 16. 1. 1937, in : L. Volk (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe*, aao., Bd. 4, S. 150.
- (5) Hirtenwort des deutschen Episkopates vom 19. 8. 1938, in : L. Volk, *Akten deutscher Bischöfe*, aao., Bd. 4, S. 555.
- (6) Hirtenwort des deutschen Episkopates (11) vom 19. 8. 1943, in : L. Volk (Hg.), *Akten deutscher Bischöfe über die Lage der Kirche 1933-1945*, Bd. 6 : 1943-1945, Mainz 1985, S. 197-205 ; *Gemeinsamer Hirtenbrief der deutschen Bischöfe über die zehn Gebote als Lebensgesetz der Völker*, in : *Kölner Aktenstücke*, aao., S. 298-304.
- (7) Vgl. M. Steinhoff, *Widerstand gegen das Dritte Reich*, aao., S. 78.

追記

本論文は将来刊行される宮田光雄・柳父圀近編『ナチ・ドイツの政治思想』（創文社）に収録予定の拙稿「ナチズムとカトリック教会——回勅『深き憂慮に満たされて』を中心に」を約五割増補・改訂したものである。

本論文の作成にあたり、西南学院大学図書館の文献を利用したほか、南山大学、上智大学、聖心女子大学、英知大学の各図書館から文献複写の提供を受け、またハンス・マイアー、水波朗、塩崎弘明、桜井健吾、村上信一郎、松浦寛、井上茂子、長倉久子、塩谷惇子、稲垣良典、片山寛の諸先生から貴重な御助言や励ましを頂いた。心から感謝申しあげるしだいである。